

全国家庭科教育協会会則

第1章 総則

- 第1条 本協会は、全国家庭科教育協会と称する。
- 第2条 本協会は事務所を東京都渋谷区代々木 3-20-6 全国高校家庭クラブ会館内におく。
- 第3条 本協会は会員の資質向上に資する研究・調査を推進するとともに、会員相互の連絡、親睦をとおして、家庭科教育の充実と進展を図り家庭生活の向上に資することを目的とする。
- 第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 研究発表会
 - 2 家庭科教育に関する研究・調査並びに助成
 - 3 会員の資質向上に関する研修
 - 4 機関誌並びに刊行物の発行
 - 5 家庭科教育に関する他の機関との連絡・協力
 - 6 その他目的を達成するために必要な事業

第2章 組織及び会員

- 第5条 本協会の会員は次のとおりとする
- 1 正会員 全国の小学校・中学校・高等学校・大学の家庭科教員、家庭科担当指導主事並びに家庭科教育に理解・関心のある者で、本会に入会した者
 - 2 学生会員 大学等に在籍する者で、本会の目的に賛同して入会した者
 - 3 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を援助する個人又は団体
- 第6条 本協会の会員は第5条に該当し、所定の会費を納めるものとする。
- 第7条 本協会への入会の申込み及び退会の届出は、書面にて行う。
- 第8条 本協会は次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 1名
 - 3 理事長 1名
 - 4 理事 各都道府県1名以上
 - 5 常任理事 各校種若干名
 - 6 監事 2名
- 第9条 役員を選出は次のとおりとする。
- 1 会長並びに副会長は常任理事会で選出し、理事会でこれを承認する。
 - 2 理事長は常任理事会で選出する。
 - 3 理事は各都道府県で、1名以上を選出する。但し地区の事情により増員することができる。
 - 4 常任理事は会長が理事の中から若干名を委嘱する。
 - 5 監事は常任理事会で選出する。
- 第10条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行する。
 - 3 理事長は会務を司り、会の運営にあたる。
 - 4 理事は各都道府県を代表として会務を審議し、当該地区との連絡にあたる。
 - 5 常任理事は企画及び会務を執行する。
 - 6 監事は本協会の業務並びに会計を監査する。
- 第11条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。補欠役員は前任者の任期を引継ぐ。
- 第12条 役員はすべてその職務に対して報酬を受けない。

- 第13条 本協会は常任理事会の推薦により名誉会長及び顧問をおくことができる。

第3章 機関（会議）

- 第14条 本協会は次の機関をおく。
- 1 総会
 - 2 理事会
 - 3 常任理事会
 - 4 企画運営委員会
- 第15条 総会は会長が招集し年1回開催する。また必要に応じて臨時にこれを開くことができる。
- 第16条 総会に付議することは次のとおりとする。
- 1 会務及び決算報告・事業並びに予算の審議承認
 - 2 会長・副会長の承認
 - 3 会則の変更
 - 4 その他重要事項の審議
 - 5 会員相互の連絡に関する事
- 第17条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。
- 第18条 理事会は会長が招集し次の事項を審議する。
- 1 総会からの委任事項
 - 2 次期会長及び副会長の選出
 - 3 総会に提出する議案
 - 4 その他運営に関する事項
- 第19条 理事会は年1回開催する。また必要に応じて臨時に開くことができる。但し理事の1/3以上から要求のあった時にはこれを開かなければならない。
- 第20条 常任理事会は会長が招集し会務の企画・執行にあたる。
- 第21条 企画運営委員会は会長・副会長・理事長・顧問で組織し、本協会の事業の企画・運営に関する審議を行い、常任理事会に提案する。
- 第22条 本協会事務を処理するために事務局をおく。

第4章 会計

- 第23条 本協会の経費は次の収入による。
- 1 会員の会費
 - 2 その他の収入
- 第24条 会員の会費は年額6,000円とする。但し、学生会員は半額とする。賛助会員は、年額個人10,000円、企業（団体）40,000円以上とする。
- 第25条 本協会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月31日に終る。

第5章 付則

- 第26条 本協会の会則変更は総会の承認を得なければならない。
- 第27条 本協会の運営上、必要な細則は常任理事会で別に定める。
- 第28条 本会則は令和2年4月1日より実施する。

全国家庭科教育協会

東京都渋谷区代々木 3-20-6
全国高校家庭クラブ会館内

Tel : 03(3370)4042 Fax : 03(3370)4070
URL <http://www.zenkokukateika-zkk.org/>
E-mail zenkokukateika-zkk@ia3.itkeeper.ne.jp